申告相談日程表

会場: 研修センター1、2階(市役所西側)

時間: 8時30分~15時(11時30分~13時は受け付けません)

対象地区	相談日	対象地区
ch OT	2月16日金	広 沢 区
中 町 大 山	19日(月)	新谷区
Д Ш	20日(火)	제 급 스
高松地区	21⊟(水)	薄原区
	22日休)	
佐倉一区	26日(月)	中 原 区
佐倉三区	27日(火)	
佐倉二区	28⊟(水)	
桜ヶ池	29日休)	白 浜 区
比木地区	3月1日金	新神子区
	4 ⊟(月)	上岬区
朝比奈地区	5 ⊟(火)	下 岬 区
	6 ⊟(水)	+
新野地区	7 日休)	大 山 区
	8 日金	# /AI 57
東町	11日(月)	西側区
本 町	12⊟(火)	女 岩 区
早苗町	13日(水)	
全 地 区	14日休	全 地 区
	15日金	

■ スマートフォンで事前予約できます!

1. 入場整理券方式

会場受付時に時間帯を記した整理券を配布します。

2. 事前予約方式

右の二次元コードで受け付けます。

※電話での受け付けはできません。



スマートフォン・パソコンで作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用

- 1. 税務署に出向く必要なし!
- 2. 添付書類提出不要! ※一部書類を除く
- 3. 申告期間中24時間利用可能!
- 4. 早期還付! (3週間程度)

※申告にはマイナンバーカードが必要です。

◎作成した申告書の郵送先 ※昨年から変更

T430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室



スマートフォンでの申告をサポートします!

市職員がスマートフォンを用いた申告書の作成から電子提 出までをお手伝いします。

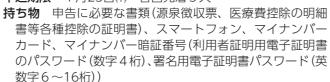
対 象 給与所得(収入)のみで、医療費控除などの確定申告 書(還付申告)を提出予定の人

日時

場 所 研修センター102会議室

申込方法 右の二次元コードでお申し込み

申込期限 1月25日休 各回先着5人



※事前にスマートフォンアプリ「マイナポータル」をインス トールしてください。



9

年 金所得者の確定申告不要制度について

令和5年分

で、必要書類をそろえてご来場ください。

▼営業や農業などの事業をしている人

▼雑損控除や医療費控除を受ける人

▼地代家賃、保険満了などに係る一時金、配当(源

▼報酬(外交員、ホステス、検針員など)の収入があ

▼土地や建物を売って所得(譲渡所得)があった人

▼年の途中で退職し、年末調整をしていない人など

▼給与の支払いを2カ所以上から受けている人

泉徴収されていない一般株式などに限る)そのほ

確定申告が必要な人

かの所得がある人

る人

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、 年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申 告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の 還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の 各種控除(医療費控除など)の適用を受ける場合、または公的年 金などに係る雑所得以外の所得がある場合は、市県民税の申告 が必要です。

次に該当する場合には税務署の確定申告会場 「JA 掛川市茶業研修センター」をご利用ください。

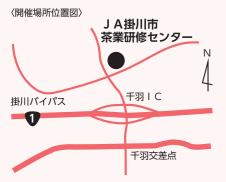
照会 税務課 ☎0537851114

- NEW ▼営業や農業の事業所得、不動産所得がある人
 - ▼公共事業以外の土地・建物の譲渡がある人
 - ▼株式などの譲渡がある人
 - ▼上場株式などの配当所得で申告分離課税を選択した人
 - ▼青色申告の人
 - ▼海外への仕送り証明を添付する必要がある人(国外扶養)
 - ▼初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ▼雑損控除を申告する人(台風の被害などがあった人)
- ▼令和3年分以前の申告をする人
- ▼贈与税の申告をする人
- ▼消費税および地方消費税の申告をする人

掛川税務署からのお知らせ

掛川税務署 ☎0537225141 ※自動音声に従ってください。

A掛川市茶業研修センタ



付けていませ

※2月13日以 **期間 2月16** 関す 会場の 住宅借入金等特別控除などに (土日祝日は除きま を早 金受給者などからの相談 日祝日は除きます)。る相談を受け付け 市千羽609 2 月 16 めに終了す 混雑状 金金 時(受付16 2月15日(木には)金(4)15日(木)には る場合があ の けます 時まで)

要で

肌発行ができます

こによる事

て、後日の来場をお願いす入場整理券の配布状況に応じ

(です。入場整理券は当日配布の入場には「入場整理券」が必 事前相談および確定申告会場

入場整理券が必要です確定申告会場への入場 す場

申告、納税期限

祝、贈与税の申告会場は次のと事業者の消費税および地方消費 令和5年分の所得税、個人

定申告会場のご案内

▼所得税、贈与税 令和6年 3月15日金まで

▼消費税、地方消費税 令和6年 4月1日月まで

申 告手続きには「マイナンバーの記載」+「本人 確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

もうすぐ確定申告の時期です。皆さん、申告書作成に必要な書類はそろっていますか?

令和5年分の申告相談は、2月16日(金)から3月15日(金)(土・日・祝日を除く)までとなります。会場で

は申告書作成のお手伝いをします。必要書類が不足していると申告書が作成できない場合もありますの

🗹 確定申告に必要な物

□ 給与・年金の源泉徴収票(原本)、報酬などの支払調書(原本) ※源泉徴収票がない場合は申告を受けることができません。発行先で再発行のうえ持参してください。

□ その他、個人年金や保険の満期などの収入がわかる証明書など

□ 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書

※租税公課の固定資産税額は「固定資産税課税明細書」で確認してください。

□ 国民健康保険税の支払金額が分かるもの(「令和5年分国民健康保険税納付額のお知らせ」) ※1月下旬に税務課から世帯主へ送付します。

□ 社会保険料(国民年金保険料)控除など、各種控除の証明書

医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」および加入保険先からの「医療費のお知らせ」通知

□ 障害者控除を受ける人は障害者手帳など

□ 還付申告をする人は振込先□座番号(申告者ご本人の名義)が分かるもの

□ 個人番号確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

□ 利用者識別番号の通知











19 | OMAEZAKI OMAEZAKI I 18